令和６・７年度（２０２４・２０２５年度）
草加市小規模契約希望者登録要領

１　目的

この要領は、市が発注する小規模な工事等の契約について、市内業者の受注機会を拡大することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

２　登録できる者

小規模契約希望者登録ができる者は、市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲内で建設業の許可、免許又は登録（以下「許可等」という。）の有無、希望業種、経営組織、従業員数等は問わない。）とする。

３　登録できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、小規模契約希望者登録はできない。

(1)　市内に主たる事業所を置かない者

(2)　心身の故障により、小規模契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

(3)　草加市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領に基づく資格審査を受け、資格者名簿に登録されている者

(4)　希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

４　登録・変更方法等

(1)　令和６年（２０２４年）３月１１日から草加市小規模契約希望者登録申請書（第１号様式）により随時受け付ける。ただし、閉庁日を除く。

(2)　登録者は登録後に登録内容に変更が生じた場合又は登録の取下げを希望する場合は、草加市小規模契約希望者登録事項変更・取下届（第２号様式）を速やかに提出すること。

(3)　登録申請・変更届等の受付担当課は、総務部契約課とする。

(4)　令和６年（２０２４年）３月３１日以前に申請し、審査に合格した者の有効期間は令和６年（２０２４年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日までの２年間とし、令和６年（２０２４年）４月１日以降に申請した者については、審査に合格した日から令和８年（２０２６年）３月３１日までとする。

５　登録者の取扱い

申請書等の審査後、草加市小規模契約希望者登録名簿を作成し、庁内に公開し登録業者の受注機会の拡大に努め、併せて登録内容の透明性、公平性を図るため一般にも公開（閲覧方式）する。

６　対象となる契約

選定の対象となる契約は、随意契約によるもので予定価格が１３０万円を超えず、内容が軽易で、かつ履行の確保が確実な工事及び修繕等に係る契約とする。

７　契約保証金の免除

草加市契約規則第１７条第６号の規定により契約保証金の納付を免除する。

８　草加市建設工事等請負業者指名停止基準の適用

小規模契約登録者には、草加市建設工事等請負業者指名停止基準を適用する。

９　登録の取消し

市は登録者が次の各号に該当し契約の相手方として不適当であると認められるときは、登録を取り消すことができる。

(1)　登録・変更等の提出書類に虚偽の記載をした場合

(2)　契約に際し、談合等に起因する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）違反その他関係法令に違反する行為を行った場合

(3)　市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき

(4)　その他契約の履行に際し、不正又は不誠実な行為等があった場合

10　要領の有効期限

令和８年（２０２６年）３月３１日まで